

第1章

計画策定にあたって

第1章 計画策定にあたって

I 計画策定の背景

平成26年10月1日現在の日本の65歳以上の高齢者人口は約3,257万人で、総人口に占める割合（高齢化率）は25.6パーセントとなり、今までに経験したことのない高齢社会となっています。

また、平成24年から平成26年の間には、昭和22年から24年に生まれた「団塊の世代」と呼ばれる人たちが65歳に達し、高齢化率はさらに上昇するものと予想されています。

本町の高齢者人口についても年々増加し、平成26年10月1日現在11,552人、高齢化率23.0パーセントとなっており、全国平均を下回るものの、急速な高齢化が進んでいます。

高齢者数の増加はひとり暮らし高齢者や高齢者世帯の増加、認知症高齢者の増加につながるものであり、高齢者が安心して健康で暮らせる環境づくりのために、現在の高齢者福祉施策をさらに充実させていくとともに、新たな課題やニーズに対応するための体制づくりが必要となります。

国においては、高齢者が地域で自立した生活を営めるよう、要介護者等への包括的な支援を行う「地域包括ケアシステム」の実現に向けた取組みを引き続き進めることとしています。地域包括ケアシステムは、「生活上の安全・安心・健康を確保するため、医療や介護のみならず、福祉サービスを含めた様々な生活支援サービスが日常生活の場で適切に提供できるような地域での体制」と定義されます。

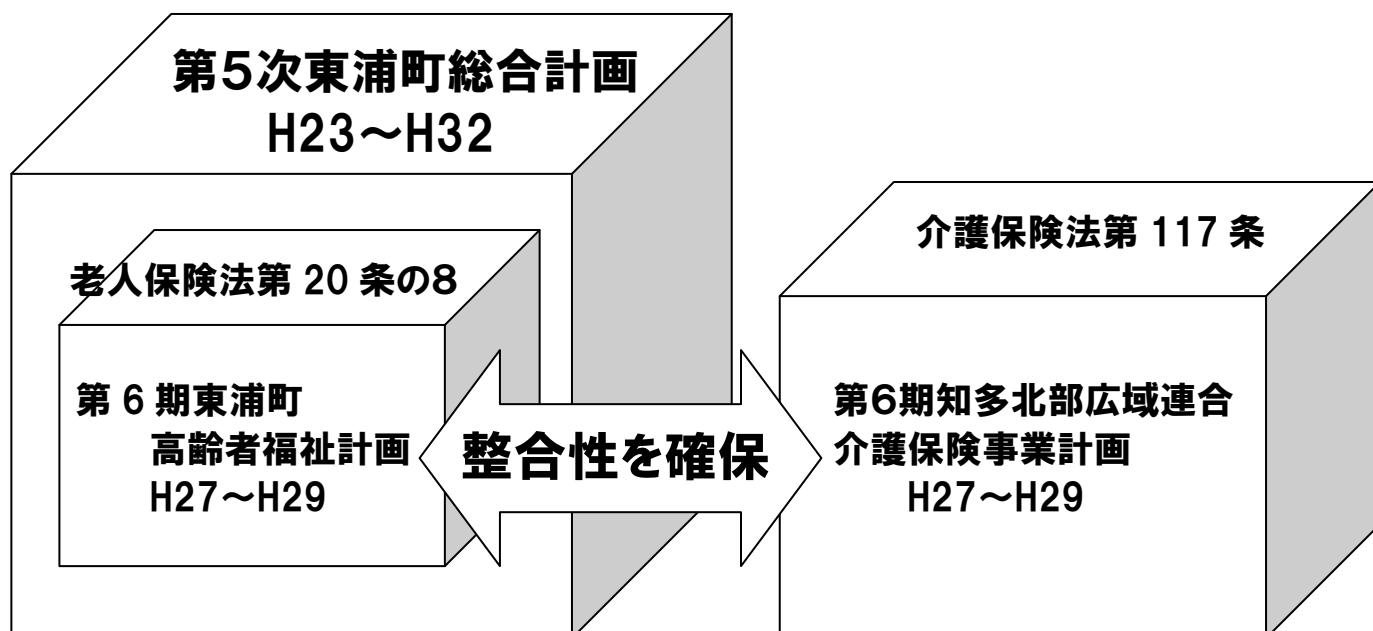
本町においても、この方向性に沿い、認知症高齢者を地域全体で見守る体制の構築や、単身・重度の要介護者等が安心して生活していくための支援等をさらに進めていく必要があります。

このような背景のもと、これまで以上に充実した高齢者福祉施策の実現を目指し、第6期東浦町高齢者福祉計画を策定することとしました。

Ⅱ 計画の位置付け

本計画は、老人福祉法第 20 条の 8 の規定に基づき、市町村が定める市町村老人福祉計画として策定するもので、平成 23 年度から平成 32 年度までの 10 年間の計画期間とする第 5 次東浦町総合計画を上位計画としています。

また、介護保険法第 117 条の規定に基づき市町村が定める介護保険事業計画は、知多北部 3 市 1 町（東海市、大府市、知多市及び本町）で構成する知多北部広域連合において策定され、本計画はこの知多北部広域連合介護保険事業計画との整合性を図っています。



Ⅲ 計画の期間

本計画の計画期間は、介護保険事業計画との整合性を持たせるため、3年を1期として作成し、介護保険事業計画と同様に平成27年度から平成29年度までの3年間を計画期間とします。

また、本計画がその理念や目標に沿って効果的に実施されているかを継続的に把握するため、毎年度実施状況の点検・評価を行い、計画の推進に反映していきます。

計画名	年度	西暦	00	01	02	03	04	05	06	07	08	09	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
	和暦		12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32
県	21世紀あいち福祉ビジョン		←→											←→									
	あいち健康福祉ビジョン														←→								
東浦町	東浦町総合計画(第4次)		←→											←→									
	東浦町総合計画(第5次)													←→									
	老人保健福祉計画(第1期)		←→																				
	老人保健福祉計画(第2期)			←→																			
	老人保健福祉計画(第3期)					←→																	
	高齢者福祉計画(第4期)							←→															
	高齢者福祉計画(第5期)										←→												
	高齢者福祉計画(第6期)																		←→				
知多北部広域連合	介護保険事業計画(第1期)		←→																				
	介護保険事業計画(第2期)			←→																			
	介護保険事業計画(第3期)					←→																	
	介護保険事業計画(第4期)							←→															
	介護保険事業計画(第5期)									←→													
	介護保険事業計画(第6期)																		←→				